

保護者各位

山梨市立山梨小学校 学校長

「学校において予防すべき感染症」に関するお知らせ

次の病気は主な「学校において予防すべき感染症」です。これらの病気にかかったときは、学校保健安全法の規定により、本人の早期回復と他児童への感染を防ぐために出席を停止する処置をとることになっています。お子さまは感染症に罹患されましたので（またはその疑いがありますので）、医師の診察をお受けになり、登校する際に下記の登校許可証に証明していただき、登校時に学校へ提出してください。

感 染 症 名	出席停止期間（但し、医師の許可がおりるまで）
インフルエンザ （鳥インフルエンザ・新型インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで <u>※この用紙ではなく、「様式A」を使用します。</u>
新型コロナウイルス感染症 （病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであるものに限る。）	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで 無症状の場合は、検体を採取した日から5日を経過するまで <u>※この用紙ではなく、「様式B」を使用します。</u>
百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮（かさぶた）化するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消えた後2日を経過するまで
結核 髄膜炎菌性髄膜炎 コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症	症状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

※ 出席停止の期間は欠席扱いにはなりません。

学 校 長 殿

登 校 許 可 証

年 組 氏 名

病名【 】

令和 年 月 日から登校を許可します。

令和 年 月 日

医師名

印